

2023年2月以降の感染症予防対応について

2023年1月31日

千葉学芸高等学校

1月27の政府新型コロナウイルス感染症対策本部の基本的対処方針変更を受け、本学園の感染症予防対応を変更します。今後は県が発表する地域感染レベル（現在レベル3）による行動基準の適用をやめ、日常の新しい生活様式の実践により感染予防を行うこととします。具体的対策は千葉県教育庁の感染対策ガイドラインを参考とします。マスクは場面に応じた適切な着脱を推奨し、大声を出す場合、飲食中に会話する場合、病院や公共交通機関車内等はマスク着用とします。なお、ワクチン接種は強制するものではありませんが推奨します。

◇計画期間：2月1日～3月31日

◇授業、学校行事、クラブ活動を「実施」。

【体調不良で感染が疑われる場合は抗原検査後に登校すること。】

千葉県教育庁の学校における感染対策ガイドラインに基づいて感染症対策に留意して行う。

（身体的距離の確保）マスク着用時は人と人が触れ合わない間隔をとること。

マスク非着用時はおおむね1mの距離を確保すること。

（感染リスクの高い教科活動）感染リスクの高い活動は換気・マスク着用の上で行う。

（部活動）十分な感染対策を行った上で実施。

◇クラブ活動（運動部・文化部の各種目別の感染防止ガイドラインを参照し実践すること）

感染予防に留意して行う。具体的な活動内容は、種目や競技により異なるので、顧問の指示により活動すること。秋冬期の活動時間は原則として17時までとしている。

2月1日～	18:00 下校目安（19:00 完全下校）
(1) クラブ活動ガイドラインを遵守すること。（活動時間、休業日、合宿）	
(2) 感染症予防のため「学校の新しい生活様式」に基づき活動すること。	
(3) ワクチン未接種未検査の外部者の参観や交流は控えること。	
(4) 感染者多発地域との交流は控えること。	

◇【感染症対策のための登校上の注意】

(1) 感染源を断つこと

○自分の健康管理を行い、感染を防止するよう行動すること。

① 毎朝、体温を測定し記録すること。登校前に体温を確認できなかった生徒は保健室へ。

② 37.5度以上の発熱、咳（アレルギー性は除く）・風邪症状・味覚障害・嗅覚障害がある者は外出・登校を控えること。

③ 体調不良で感染が疑われる場合は、各自で抗原検査を推奨（検査キットを購買で販売）。

○以下の者は学校保健安全法に基づき、出席停止となる。

① 海外旅行をした場合。⇒検疫所指示により自宅待機。

② 新型コロナウイルス感染者（陽性）の場合。⇒保健所指定場所で待機（7日間程度）。

③ 感染者の濃厚接触者に特定された場合。⇒自宅待機（最終接触後5日）。

④ 37.5度以上の発熱・咳・風邪症状・味覚障害・嗅覚障害などの症状があり自宅で休養するよう指示された者。⇒治癒するまで。

(2) 感染経路を断つこと（手洗い・咳エチケット・消毒）

①石鹸での手洗いの励行・手指消毒など、身の回りを清潔に保つこと。

②**在校中及び校内では原則としてマスクを着用し、咳エチケットを実践すること。**

《マスクを着用する必要がない場合（対人距離を確保すること）》

A 屋外：十分な身体的距離が確保できる場合か、確保できなくても会話をほとんど行わないような場合、人とすれ違う時

B 屋内：人との距離を確保でき、会話をほとんど行わない場合。

C 熱中症などの健康被害が発生する場合（暑さ、息苦しさ）

D 体育や運動部活動、登下校の際

*マスクを外す際は、人との十分な距離を保ち、会話は控えること。

*電車バス車内ではマスクを着用し、会話をしないこと。

*ワクチン接種などで抗体を持つ者も、マスクを着用すること。

③**食事の際は黙食とする（屋外でも食事の際に感染リスクがあることに留意）。**

④登下校中はなるべく商店立ち寄り等を避けること。

⑤当分の間、不特定多数の人と接する機会（接客アルバイトなど）を避けること。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

熱中症を予防するため、こまめに水分をとる。

(4) 集団感染のリスクへの対応

①「密閉、密着、密接」の3つの密の重なりを避けるよう行動すること。

②校内使用箇所の換気に努めること。

③屋外でも近距離での会話や発声の際には**マスクを着用し飛沫を拡散しないこと。**

④基本的な感染防止策感染防止策が徹底されていない季節行事への参加は控えること。

⑤不特定多数が密集し大声が発生するイベント、パーティー等への参加は控えること。

⑥感染リスクが高い歓楽街地区への立ち入りを控えること。

◇学校内の消毒について

オミクロン株の感染は、食事中などの飛沫感染が主であり、ウイルスが付着した物品の接触を原因とする感染可能性は低いので、消毒を必要とする箇所はドアノブなど頻繁に手が触れる場所のみとする。手洗い、手指消毒は励行すること。

*定期的消毒 ドアノブなど不特定多数が手で触れる場所（アルコール液噴霧）

*共同で使用する器具は、必要に応じて使用前後にアルコール消毒液噴霧により消毒する。
（手指消毒＝エチルアルコール 65%水、物品消毒＝イソプロピルアルコール 50%水）

◆【休業要請があった場合の対応】

地域で感染経路不明の感染者が多発し医療体制が不足するなど、地域感染レベルがさらに高まり、知事からの休業要請があった場合は、原則としてオンライン授業とする。

◆【感染者が発生した場合の対応】

校内関係者に感染者が発生した場合は、濃厚接触者の特定を行う。

*濃厚接触者特定のための調査や校内の消毒のため必要がある場合は緊急臨時休校を行う。

*調査終了後、感染者と濃厚接触者は出校停止し、その他学校教育活動は再開する。

*有症状の者、濃厚接触の疑いのある者は、各自で積極的に抗原検査等を行う。

***濃厚接触者は接触後2日目3日目（または3日目4日目）の連続2日間抗原検査陰性の場合に通常登校することができる。陽性者は5日目の抗原検査陰性で療養解除できる。**